

改定監査役監査基準公開草案に対する主な意見概要及び当協会の対応について

※ 公開草案からの変更点の詳細については、「監査役監査基準（公開草案からの変更点）」を参照のこと。

該当条文		意見概要(同趣旨の意見は適宜集約している)	改定版における対応
改定版	公開草案版		
全体	全体	監査役監査基準の確定版が公表の際には、基準の性格と存在意義を十分明確に示していただきたい。また、早急に英文版を作成して世界の関係箇所に開示していただき、その内容をアピールしていただきたい。	今回の改定の趣旨やポイントについて、前文において説明している。なお、英訳版については、今後対応する予定である。
全体	全体	本基準にガバナンスコード（以下、「GC」という。）の用語を「そのまま」使用することはできるだけ避け、一般の監査役が素直に納得できる言葉を用いて、「監査役監査基準」に規定化していただきたい。	ご意見を踏まえ、本基準の規定から具体的な行動規範がイメージできるよう修正した。
全体	全体	法定事項・善管注意義務などを指標に語尾をレベル分けしているが、一律に分けるのは難しいのではないか。平仄の合わない箇所もあるのではないかと。	各条項のレベル分けについては、ご指摘のとおり、一律に分けるのは難しいが、本基準は各社が自社の事情を勘案して自社の基準を作成する際の参考として活用いただくことを目的としたものである。したがって、各社の事情により本基準とは異なるレベル分けをすることを妨げるものではない。なお、ご意見を踏まえ、レベル分けの一部を修正した。
全体	全体	備考欄は、改定の趣旨が述べられ、有意義な説明である。正式決定後も、利用者の便宜のため、本基準と備考欄の記述内容をあわせ読めるようにしておくことが望まれる。	最終改定版では、備考欄は補足として記載し、監査役監査基準とあわせて読めるようにすることとした。
全体	全体	企業集団として子会社の視点で、子会社の監査役が行う監査上の着眼点についてのひな形が必要ではないかと。	親会社監査役は子会社調査権等を活用することも含めて企業集団全体の監査を行う責務を有するが、子会社監査役は所属する子会社の監査を親会社監査役と連絡を取りながら実施することにより企業集団の監査に貢献することになる。したがって、子会社監査役独自の企業集団の監査の着眼点を設ける必要はないと考える。
2条ほか	2条ほか	監査役の監督について言及しているが、会社法上、監査役の監督機能は認められていないのではないかと。監査役の担う監督機能について説明が必要ではないかと。	本基準における「監督機能」とは会社法に規定する「監督」より広い概念であり、監査はこの広い「監督」の概念の一部との考え方を本基準では採用している。この点については補足説明を加えた。
2条	2条	監査役 の 職 責 に 「 監 督 機 能 」 を 明 記 さ れ た こ と に 賛 成 す る 。	監査役（会）の担う監督機能の趣旨について、今後の解説、周知に努める所存である。
2条	2条	「企業集団を含む企業」は、企業集団の方が大きい概念であるから「企業及び企業集団の」または「企業集団の一員としての企業」とすべきではないかと。	ご意見を踏まえ、修正した。
2条	2条	「ステークホルダーへの価値創造」の表現が意味するところが不明である。	ご意見を踏まえ、修正した。
2条	2条	「自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、」という意味が不明であり、削除すべきである。	「自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく」という表現は、現在の監査役職務遂行に問題があることを意味したのではなく、GCにあるとおり、監査役に求められる役割は、不祥事防止等の守りの機能だけでなく、企業の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上への後押しもあり、抽象的な表現ではあるものの、監査役が積極的且つ能動的にその責務を果たしていくための心構えとしては重要であることから、原案どおりとする。

該当条文		意見概要(同趣旨の意見は適宜集約している)	改定版における対応
改定版	公開草案版		
2条	2条	「透明・公正な意思決定を担保する」は、監査役の責務として素直に理解できるが、「迅速・果敢な意思決定が可能となる環境整備に努め」とは、具体的にどのようなことを実務(内容)として想定されているのか不明。	企業が持続的な成長や中長期的な企業価値の向上を実現するには、透明・公正な意思決定はもとより、迅速・果敢な意思決定も必要である。従来、監査役の監査は透明・公正な意思決定プロセスが確保されているかについて重点が置かれていたが、迅速・果敢な意思決定が実現できているか、例えば執行側が本来行うべき経営判断を躊躇することがないよう監視検証することも監査役の職務に含まれていると考える。
3条	3条	「会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し・・・」については、第3項の「経営課題の認識を深め、環境変化を把握」の中で盛り込んだ方がより適正ではないか。	ご意見を踏まえ、修正した。
3条	3条	自己研鑽の目的である「監査品質の向上のため」が削除され、「監督機能の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため」が、自己研鑽の目的とされたが、「監査品質の向上」も「自己研鑽」の主要な目的の一つではないか。	ご指摘のとおり、監査品質の向上も自己研鑽の主要な目的のひとつであり、監査も広義の監督機能の一部であることも踏まえ、「監査品質の向上」を残すこととした。
3条	3条	努力義務であり、常に努めるべきことであるから「必要に応じ」は不要である。	ご意見を踏まえ、修正した。
9条	9条	「不再任」は、会計監査人と異なり、監査役には該当しないので削除するべきではないか。	ご意見を踏まえ、修正した。
12条	12条	この規定は、あらかじめ予算に計上されたものに限られておらず、緊急又は臨時に支出した費用も当然に含まれると解することができることから、同条第2項後段の規定は必要ないのではないか。	会社法第388条に基づく費用請求は予算計上しているものに限らないことはご指摘のとおりであるが、緊急又は臨時に支出した費用についても請求できることを明記することは、実務上も有益である。この趣旨を明確にするため、表現を修正した。
13条	13条	公開草案第13条は削除すべきである。公開草案第14条第1項では、「G Cの適用を受ける会社の監査役は、G Cの趣旨を十分に理解したうえで、自らの職務遂行に当る」とされており、本条は公開草案第14条に含まれ、公開草案第14条の規定で「G Cの取り入れ」は十分である。	G Cの基本原則4は攻めのガバナンスも含んだ監督機能の内容を明確にしており、この監督機能に監査役がどのように関わるかは重要である。したがって、公開草案第13条についても個別に規定する価値がある事項と考える。 ただし、公開草案の文言は、監査役の関わり方が明らかでない面があったことに鑑み、G C基本原則4に掲げられている事項は一義的には取締役会が担うべきもので監査役の役割は監視にあることを明確にした上で、一部の機能については監査役も自ら担う事項もあることと整理した。さらに、構成を整理し、公開草案第13条と第14条をまとめて一つの条文として、公開草案第13条は最終改定版第13条2項として規定することとした。なお、監査役が自ら担う一部の機能の例については改定版第13条の補足に記載している。また、「(監査役)自らの職務の範囲内」としたのは、監査役が行うべき職務を超えて対応することを求めたものではなく、現在でも実務上はいわゆる「監査」を超えた役割を果たしている例も多いため(参考 日本監査役協会「第77回監査役全国会議に係る事前アンケート 集計結果」2013年10月8日)、監査役実務の中で対応してゆくことを念頭においたものである。
13条	13条	「監査役として実行可能な職務の範囲内」といっても、「企業戦略の大きな方向性」は明らかに執行側の責任と権限で定めるべきものではないか。	
13条	13条	二号の「適切なリスクテイクを支える環境整備」は、表現の意味も曖昧であり、監査役の職務(責務)とのかかわりも不明である。	
13条	13条	三号の「実効性の高い監督」の役割の一部を「監査役は、自らの職務の範囲内で行う」ということは、「取締役の職務の執行を監査する」ことを通し、会社の健全性の確保に必要な役割を果たすという「業務監査」そのものにより日々実践していること、とも言えるため、ここに規定する必要性があるかどうか疑問である。	
13条	14条	冒頭「コーポレートガバナンス・コードの適用を受ける会社は」という部分は、限定し過ぎではないか。適用会社以外でも趣旨を理解することは必要ではないか。	G Cは上場会社に適用されるものであり、株式会社に一律に適用されるものではないことから、限定は適切と考える。ただし、G Cの基本原則は適用会社以外の会社も考慮すべきことを含むものであり、そのことを補足で明確にした。

該当条文		意見概要(同趣旨の意見は適宜集約している)	改定版における対応
改定版	公開草案版		
13条	14条	末尾「…適正に判断を行う」とあるが、監査役はプロセスを含めて、監査する立場にあるのではないか。	監査役が任意の諮問委員会等に独立した立場で参加する場合、当該任意の諮問委員会等における職務は会社法が定める監査業務とは異なるものである。実効的な監査を行うため、当該諮問委員会のプロセスを監査することが考えられるが、当該諮問委員会等のメンバーとして決定に参加することも考えられる。当該規定は、諮問委員会に参加することを推奨するものではなく、参加した場合において「適正に判断を行う」ことを定めるものであり問題ないと考えられる。
14条	15条	(株主との建設的な対話) → (株主との対話) で十分ではないか。	単に株主との対話を促進するだけでなく、企業の発展に貢献する趣旨を明確にするため、原案のとおりとする。
14条	15条	公開草案第15条(株主との建設的な対話)について、GCの基本原則5においても、原則として執行部で対応するものとされており、監査役への言及はなく、監査役がそこまで対応することは求められていないのではないか。	公開草案では「会社が定める方針に従って」としていたが、取締役会や経営陣だけでなく社内の関連部署と十分協議した上で対応することをより明確にするため、「関連部署と連携して」と修正した。なお、監査役が適切に対応することは、監査役として望ましい対応と考えられる。
14条	15条	「中長期目線の株主等」の定義が不明であり、GCの用語をそのまま使用すべきではない。	「中長期目線の株主」とは、いわゆるショートターミズムの株主・投資家ではなく、たとえばスチュワードシップ・コードを採択し、顧客・受益者への長期的なリターンを確保するよう投資対象企業の中長期的な企業価値の向上への深い理解と関心を持っている機関投資家等が典型であり、この趣旨を補足して追記した。
14条	15条	「経営陣幹部」は、「代表取締役等」とすべきではないか。	ご意見を踏まえ、修正した。
15条	16条	会合の目的は、経営(者)の監視・監督機能を果たすためであるため、代表取締役との定期的な会合について、「代表取締役と意見を交換し、問題があれば代表取締役に是正を促すように努める。」旨の規定とすべきである。	本基準の構成として、第5章は監査役監査の環境整備を規定したものである。第5章では、環境整備の一環として代表取締役との相互認識と信頼関係を深めることを規定しており、問題があれば、第6章の業務監査の規定に従い、適切な対応を図ることとなる。
16条	17条、18条	公開草案の第17条と第18条は、内容的に似たようなことが規定されており、一本化した方が分かり易くなるのではないか。第18条の「非業務執行役員」とは、社外取締役と監査役(社内・社外)であり、第17条で規定していることと何が異なるのか分かりかねる。「会合」も「連携」の一形態であり、あまり違いがないのではないか。補充原則4-8①の「会合」に社内監査役が参画することは、大いに賛成である。	ご意見を踏まえ、修正した。
17条、18条	19条、20条	公開草案第19条に、あえて「求めた場合」と入れる必要はあるのか。また、個々の企業特性から兼任者も置くことが困難なケースも想定されることを基準に入れることはできないか。	本条は必ずしも補助使用人の設置を求めることを前提にした規定ではなく、一般論として監査の実効性を確保するために会社法施行規則の条文を踏まえて必要な体制を列挙したものであり、専任者か兼任者にかかわらず、設置を求めない場合にも体制を整えておくことが望ましいものである。当該趣旨を明確にするため一部修正を加えた。
19条	21条	補助使用人の権限として、「監査役代理として会議へ出席する権限等」というと、たとえば、取締役会において意見を述べる権限又は義務も含まれると考えられるが、そのような権限等まで付与してよいのか。単に情報の収集を目的として会議に出席するのであれば、「監査役代理」ではなく「監査役に代わって」などの表現が適切ではないか。	法令上の代理を意図したのではなく、監査役の指示に基づき出席することを意図したものである。当該趣旨を明確にするため、文言を一部修正した。

該当条文		意見概要(同趣旨の意見は適宜集約している)	改定版における対応
改定版	公開草案版		
27条	29条	第3項は、「監査役は、当該企業不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく・・・」とし、監査役の第三者委員会への参加を原則としているが、本条項は見直すべきである。	第三者委員会委員への就任については、あくまでも「望ましい」との規定であり、就任することを原則としているわけではない。この点を明確にするためレベル分けの追加を行った。
31条	33条	以下のように条文を修正すべき。「監査役は、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認を行わなければならない。」	現行の規定で必要なことは適切に表現されており、「品質管理の基準を遵守しているかどうかを確認」することに加え、あえて「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認」することを明記する必要はないと考える。
34条	36条	GC補充原則3-2①について、何らかの規定をすべきではないか。	GC補充原則3-2①の対応については、内容が詳細にわたることが想定されるため、本基準ではなく別途取り扱う予定である。
34条	36条	下記のようにしてはどうか。「監査役会は、・・・以下の評価項目について検討する。① 監査役会及び経営執行部門とのコミュニケーション② 品質管理システムの状況③ 独立性の状況④ 監査計画の内容⑤ 監査体制の状況⑥ 監査・四半期レビュー結果報告の状況⑦ その他」	同上
34条	36条	下記のように具体化してはどうか。監査役会は、会計監査人が以下の事項に該当する場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。① 会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合② 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁から監査業務停止等の処分を受けた場合③ 会計監査人の評価項目に基づき検討した結果、監査を遂行するに不十分であると判断した場合	解任または不再任の決定の方針については、法定の解任事由は当然のことであるが、法令違反や行政処分があったこと等を解任若しくは不再任の方針のひとつとして明記するかどうかは、各社が判断すべきことであることから、監査役監査基準の項目として記載する必要はないと考える。
34条	36条	公開草案第36条第6項は、「株主総会参考書類」に記載される「当該候補者を会計監査人の候補者とした理由」の確認【Lv.2】、公開草案第37条第3項は、事業報告に記載される「会計監査人の報酬等の額に同意した理由」の確認【Lv.3】です。監査の必要性やレベルの違いがあるのでしょうか。	公開草案第36条第6項及び第37条第3項は、執行側が準備する書類に監査役が行った判断が適切に記載されているかを確認するための規定であり(会計監査人の選任議案においては、株主参考書類に記載される候補者の選任理由であり、会計監査人の報酬等においては、事業報告に記載される同意の理由)、同レベルにすることが相当であることから、一部修正した。
37条	39条	「内部監査部門等」の「等」を削除すべきである。	本条で対象としているのは、内部監査部門だけでなく、内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署全般を対象としたもので原案のまま問題ないとする。
37条ほか	39条ほか	「連係」と表記していた用語を「連携」の表記に変えた理由を教えてください。従来、「連係」と表記してきた理由には、「監査役としては会計監査人あるいは内部監査部門などが行っている監査が妥当か、あるいは相当であるかを、独立した立場で監査するという職務であることから、これらと一緒に手を携えて監査するのではなく、これらと係わり合って監査するといった意思を表した」(大川博通「監査役監査基準の全面改定」別冊商事法務277号(2004)101頁、107頁)という考え方が背景にあると理解している。	ご指摘のとおり、現行の基準は熟慮の上で作成されたものであり、その趣旨は尊重すべきものである。一方、例えば日本公認会計士協会との「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」では監査役監査基準において「連係」が使用されている個所も「連携」が使用されている等、混乱を招いている面がある。統一しても前後の脈絡から用語の意味するところは十分に理解できることから、使い分けることの実益と混乱を考え、今回「連携」で統一することとする。

該当条文		意見概要(同趣旨の意見は適宜集約している)	改定版における対応
改定版	公開草案版		
38条	40条	子会社に限定されることが、連携の範囲が狭くなるのではないかと。	会社法上の「子会社等」の定義は現行の基準の定義である「子会社及び関連会社」とは異なることから、混乱を避けるため「子会社等」の表現は避け、関連会社については、第4項に新たに規定を設けることとした。
38条	40条	第2項に「取締役」を追加し、会計監査人等の「等」を削除すべきである。	本規定は、「監査」を支援する情報交換等について規定したものであり、監査の対象となる子会社取締役との情報交換は対象としていない。子会社取締役等とも意思疎通を図る必要があることはもちろんであるが、その点については、最終改定版第17条及び第20条に規定している。また、情報交換等の相手方を限定する必要はないため、「等」についても原案どおりとする。
47条	49条	「必要に応じて監査役会への出席を求める」について、必要に応じて、監査役が全員揃って、会計監査に関する内容について会計監査人と意見交換する場があっても、それは正式な監査役会ではなく、監査役(会)と会計監査人との会合(連携の一環)であると考え。正式な監査役会を開催し、本来(定例)の審議・報告を行う場に会計監査人が出てきて会計に関する事項について意見交換するようなイメージで考えてしまうと実態と違うのではないかと。第9条第1項、「会計監査人と定期的会合を持ち、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、・・・」で、十分「レベルIV」の努力義務は表現できている。	「必要に応じて監査役会への出席を求める」の趣旨は、正式な監査役会以外の場で会計監査人と意見交換することを否定したものではない。正式な監査役会より非公式な意見交換の方が有益な意見交換ができるとの判断であれば、正式な監査役会で意見交換することは必ずしも必要ではない。「必要に応じて」というのはこの点を各社の判断に委ねているものである。
49条	51条	本条第1号は、条文に主語(監査役)が記載されていないため、理解が難しい条項となっている。	ご意見を踏まえ、修正した。
55条	57条	会社を代表する者について、第3号に関する会社法第386条第1項第3号、第2号に関する会社法第386条第2項第4号はともに「取締役、執行役、清算人」の責任追及の場合に限られ、第1号に関する会社法第386条第2項第1号は「取締役」の責任追及の場合に限られるように会社法は規定している。したがって、公開草案第57条の本文は「完全子会社の取締役その他の役員・・・」とあるが、「完全子会社の取締役、執行役、清算人に対する特定責任追及の訴え」に限定されるのではないかと。	ご意見を踏まえ、修正した。
60条	62条	今般の会社計算規則の改正により計算書類のWEB開示措置の対象書類が拡大され、「株主資本等変動計算書」もWEB開示措置可能となった(会社計算規則第133条第4項)。会社計算規則の改正を踏まえ、本条は何らかの改正をした方が適切である。	ご意見を踏まえ、修正した。

その他、字句、用語法、表現、レベル分けの指摘については、適宜修正を行った。